

平成23年第1回宇都宮市公平委員会

日 時 平成23年3月30日（水）午後1時30分
場 所 宇都宮市役所4階懇談室

平成23年第1回宇都宮市公平委員会次第

3月30日（水）午後1時30分
宇都宮市役所4階 懇談室

1 開 会

2 議事録署名委員の指定

3 議事日程の説明

4 議 事

日程第1 議案第1号 宇都宮市職員労働組合の登録事項の変更について

日程第2 議案第2号 事務職員の任免について

日程第3 議案第3号 職員相談員の任免について

日程第4 議案第4号 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について

5 その他の議題

6 閉 会

議案第 1 号

宇都宮市職員労働組合の登録事項の変更について

宇都宮市職員労働組合の登録事項を届出どおり変更する。

平成 23 年 3 月 30 日提出

委員長 白井裕己

職員団体登録事項変更届 別紙のとおり

職員団体登録事項変更届

2011年3月4日

宇都宮市公平委員会委員長様

宇都宮市職員労働組合
中央執行委員長 田村好昭



地方公務員法第53条の規定に基づき、登録事項（規約）の変更を届け出ます。なお、規約は別添のとおりです。

記

1. 規約の一部改正採択証明

告示日	2011年2月14日	組合員総数	1,635名	投票者総数	1,397名
投票日	2011年2月22日	投票場所	各課室所		
連合体で代議制に よった場合	有権者		有権者		投票者
(賛否投票)					
賛成票	1,350票	反対票	24票	無効票	23票
				持帰票	0票

本団体の規約は、構成員の全員が平等に参加する機会を有する、直接かつ秘密の投票により、組合員の過半数で採択されたことを証明します。

2011年2月28日

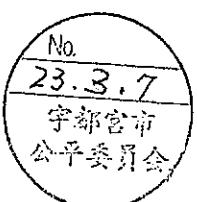
宇都宮市職員労働組合選挙委員会

委員長 高田 明彦



2. 変更年月日

2011年4月1日



宇都宮市職員労働組合規約改正

改正前	改正後
<p>第3章 支部 (支部の種別)</p> <p>第22条 前条の支部の種別は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 上河内地域自治センターの行政区の組合員で構成するもの。</p> <p>(2) 河内地域自治センターの行政区の組合員で構成するもの。</p> <p>(3) 上記の地域自治センターの行政区以外の組合員で構成するもの。</p> <p>(4) 現業職の組合員で構成するもの。</p> <p>(5) その他必要に応じて組合員が構成するもの。</p> <p>(分会)</p> <p>第23条 第22条第1項第1号から3号の支部には、その組合員で構成する分会を置く。</p> <p>(以下略)</p>	<p>第3章 支部 (支部の種別)</p> <p>第22条 前条の支部の種別は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 現業職の組合員で構成するもの。</p> <p>(2) その他必要に応じて組合員が構成するもの。</p> <p>(分会)</p> <p>第23条「削除」</p> <p>※旧24条を新23条に繰り上げ、それ以降順次繰り上げる。</p> <p>(以下略)</p> <p>附則4(規約の施行) この規約は、2011年4月1日から施行する。</p>



宇都宮市職員労働組合規約

第1章 総則

(名称)

第1条 組合は、宇都宮市職員労働組合という。

(組織)

第2条 組合は、宇都宮市職員及びこれに準ずる者をもって組織する。

(事務所の所在地)

第3条 組合は、事務所を宇都宮市旭1丁目1番5号市役所内におく。

(目的)

第4条 組合は、組合員の自主的団結と相互扶助の精神により、組合員の基本的な人権と自由を守り、労働条件の維持改善と経済的・社会的・文化的地位の向上を図り、市政の民主化と地方自治の実現に寄与することを目的とする。

(事業及び活動)

第5条 組合は、前条の目的を達成するために次の事業及び活動を行う。

- (1) 組合員の賃金及び労働条件の維持改善に関するここと
- (2) 組合員の教養と文化体育の向上に関するここと
- (3) 組合員の相互扶助並びに福利厚生事業に関するここと
- (4) 市民のための市政確立に関するここと
- (5) 同一目的を持つ団体及び民主的諸団体との連係協力に関するここと
- (6) その他目的達成のために必要なこと。

第2章 組合員

第1節 組合員の資格

(組合員の資格と範囲)

第6条 宇都宮市の職員は、組合の組合員となる資格を有する。但し、宇都宮市公平委員会が規則で定める管理職員等に該当する職員を除く。

2 前項の定める職員以外の者で、次の各号に掲げる者は組合員となる資格を有する。

- (1) 組合に勤務する書記及びその他の職員
 - (2) 第43条の役員となった者
 - (3) 大会及び中央委員会の承認を得た者
- (加入の手続き)

第7条 前条により資格を有する者は、加入届けに必要な事項を記入し中央執行委員長に届けなければならない。ただし、第13条の統制により処分を受けた者が再び加入しようとするときには、大会の承認を得なければならない。

(資格の取得)

第8条 組合員としての資格は、前条の手続きを経て組合員名簿に登録されたときより始まる。

(差別待遇の禁止)

第9条 組合員となる資格を有する者は、組合加入について差別されることはない。

(資格の疑義)

第10条 組合員の資格について疑義のあるときは、中央委員会で決める。

(脱退)

第11条 組合を脱退しようとする者は、脱退の理由を明記した届書を中央執行委員長に提出しなければならない。

- 2 中央執行委員長は、前項の届書を受理したときは直近の中央執行委員会に報告し、当該組合員を組合員名簿より削除するものとする。ただし、組合に債務その他義務があるときには、それらを履行した後でなければ脱退を認めない。

(資格の喪失)

第12条 組合員であつて次の各号に該当するときはその資格を失うものとする。

- (1) 第6条に適用されなくなったとき
- (2) 死亡したとき
- (3) 組合を脱退したとき
- (4) 組合を除名されたとき

(統制)

第13条 組合員が次の各号の一に該当するときは、制裁が加えられる。

- (1) 第17条、第18条、第19条、第20条に規定する義務を履行しなかったとき
- (2) 組合の統制をみだしたとき
- (3) 組合の名誉をき損したとき
- (4) その他、組合員に不利益を与えたと認められたとき

2 前項の統制の種類は、次のとおりとする。

- (1) 戒告
- (2) 権利の停止
- (3) 除名

3 前項の制裁は、戒告及び権利の停止については中央委員会において、除名については大会においてそれぞれ出席者の3分の2以上の直接無記名投票による議決によらなければならない。なお、その投票に関して必要な事項は、別に定める。

4 前項の会議においては、その組合員に対し自ら弁明する機会を与えるとともに、当該組合員の選んだ3人以内の組合員による弁護の機会を与えなければならない。

5 組合員の制裁を決議したときは、その理由を明らかにした書面をもって当該組合員に通知しなければならない。

第2節 組合員の権利と義務

(平等の原則)

第14条 組合員は、この規約によってすべて平等な権利を有し、義務を負う。

2 組合員はすべて、年齢、性別、職種、熟練の程度、勤続年数、国籍、社会的身分、思想、宗教、門地等により、組合員たる資格を奪われることはない。

(意見発表及び閲覧の自由)

第 15 条 組合員は、組合の各種機関の行動について報告を求めるところにより、自由な意思によって発言をなし評決することができる。また、別に定められた手続きを経て、会計簿及び証拠書類、機関会議の議事録等を閲覧することができる。

(選挙権及び被選挙権)

第 16 条 組合員はこの規約により、役員その他すべての代表に対する選挙権及び被選挙権を有する。

(遵守の義務)

第 17 条 組合員は、規約を遵守し、組合各機関の決定及び統制に従わなければならない。

(責任と利益)

第 18 条 組合員は、等しく第 5 条に規定された事業及び活動に協力する義務を負い、その利益を受ける。

(出席の義務)

第 19 条 組合員は、規約に定めのある会議に招集されたとき、これに出席し表決に参加する義務を負わなければならない。

(組合費納入の義務)

第 20 条 組合員は、加入の翌月より組合員の資格を喪失した月まで組合費を納入しなければならない。

第 3 章 支部

(支部)

第 21 条 組合は、独自の要求に基づく活動を進めるため、支部を置く。

(支部の種別)

第 22 条 前条の支部の種別は、次のとおりとする。

- (1) 現業職の組合員で構成するもの。
- (2) その他必要に応じて組合員が構成するもの。

(支部及び分会の構成及び運営)

第 23 条 この章に規定するもののほか、支部及び分会の構成並びに運営に関する必要な事項は別に定める。

第 4 章 組合の機関

第 1 節 機関

(機関の種類)

第 24 条 組合に次の機関を設ける。

- (1) 大会
- (2) 中央委員会

(3) 中央執行委員会

第2節 大会

(大会の性格と構成)

第25条 大会は組合の最高決議機関であって、代議員及び役員をもって構成される。

2 定期大会は、毎年6月に中央執行委員長が招集する。

3 中央執行委員長は、次の各号の場合、30日以内に臨時大会を招集しなければならない。

(1) 中央委員会が必要を認めたとき。

(2) 組合員の3分の1以上が、会議の事項を示して開催を請求したとき。

4 大会の招集は、開会の日前5日までにその日時、場所及び議題を代議員に通知して行なうものとする。

(代議員)

第26条 代議員は分会を選出母体とし、その定数は当該分会の組合員10名に1人とする。なお、10名に満たない端数が6名以上の場合は1人を加える。また、当該分会の組合員数が10名未満の場合は1人とする。

(大会に附する事項)

第27条 大会に附する事項は、次のとおりとする。

- (1) 規約の改正に関する事項
- (2) 運動方針の決定及び年度計画に関する事項
- (3) 組合の解散又は合併に関する事項
- (4) 他団体に対する加入又は脱退に関する事項
- (5) 組合員の除名に関する事項
- (6) 組合費に関する事項
- (7) 予算及び決算に関する事項
- (8) 資産の管理又は処分並びに基金に関する事項
- (9) 役員の認証及び総辞職と不信任に関する事項
- (10) 労働協約に関する事項
- (11) 職業的に資格のある会計監査人の委嘱
- (12) 特別執行委員の選任
- (13) その他、前各号に規定するものの他必要な事項

第3節 中央委員会

(中央委員会)

第28条 中央委員会は大会に次ぐ機関であって、中央委員及び役員をもって構成し、必要に応じて中央執行委員長が招集する。ただし、中央委員の3分の1以上の者から請求があった場合、中央執行委員長は、速やかに招集しなければならない。

(中央委員会に附する事項)

第29条 中央委員会に附する事項は、次のとおりとする。

- (1) 運動方針に基づく活動計画の細目に関する事項
- (2) 補正予算に関する事項
- (3) 疑義を生じた規約の解釈に関する事項

- (4) この規約運営に必要な規則の制定及び改廃に関する事項
- (5) 労働協約により生じた諸協定に関する事項
- (6) 臨時組合費の徴収決定に関する事項
- (7) 副中央執行委員長及び執行委員の定数
- (8) 専従役員の決定
- (9) 中央委員及び役員の罷免に関する事項
- (10) その他、前各号に規定するもの他必要な事項

(中央委員)

第30条 中央委員は分会を選出母体とし、以下の各号の定数により選出される。

- (1) 当該分会の組合員50名に1人とする。なお、50名を超えてその端数が26名以上の場合には1人を加える。
 - (2) 当該分会の組合員が50名未満の場合は、1人とする。
- 2 中央委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 中央委員の選出は、組合員の直接無記名投票により選出する。ただし、定数を超えないときは投票を省略することができる。
- 4 前項の規程により選出された中央委員は、当該分会の組合員でなくなったときは中央委員の資格を失うものとする。
- 5 中央委員の欠員を生じたときは、当該分会は直ちに補充しなければならない。その任期は、前任者の残任期間とする。

第4節 中央執行委員会

(中央執行委員会)

第31条 中央執行委員会は、組合の執行機関であって、大会及び中央委員会の議決事項の執行及び緊急事項の処理にあたり、監事を除く役員をもって構成し、中央執行委員長が隨時これを招集する。

第5節 機関の会議

(機関会議の運営)

第32条 第25条第1号、第2号、第3号の機関会議はすべて表決権を持つ構成員の過半数の出席がなければ成立しない。

第33条 前条に規定するもののほか、機関会議等の運営に関する必要な事項は別に定める。

第6節 書記局と専門部

(書記局)

第34条 組合業務を遂行し、事務を処理するために書記局を設ける。また、書記長が書記局を主宰する。

- 2 書記局に書記若干名をおき、書記の任免は中央執行委員会の議決をもって中央執行委員長がこれを行う。
- 3 書記は、書記長の指示のもと、業務を遂行し、事務を処理する。
- 4 前項に規定するもののほか、書記局の運営に関する必要な事項は別に定める。

(専門部)

第35条 組合の業務を専門的に実践するために、専門部をおくことができる。

2 前項に規定するもののほか、専門部設置及び運営に関する必要な事項は別に定める。

第5章 補助機関

(青年部)

第36条 組合は、補助機関として、独自の要求に基づく活動を進め、親睦を深め組合運動を強化するために補助機関として青年部を置く。

(構成)

第37条 青年部は、35歳以下の組合員で構成する。

(組合機関上の関係)

第38条 青年部は、組合機関の決定に従い行動し、その代表者は前条に定める条件を満たす役員がこれにあたるものとする。

2 青年部にあっては、当該役員がその任期中に前条の条件を欠いたとき、その執行部役員としての残任期間に限り、その代表者の職を継続することができる。

(委任)

第39条 この章の規定するもののほか青年部の運営に関する必要な事項は、別に定める。

第6章 役員

(役員の種類)

第40条 この会に次の役員をおく。

(1) 中央執行委員長	1名
(2) 副中央執行委員長	若干名
(3) 書記長	1名
(4) 財政局長	1名
(5) 書記次長	1名
(6) 中央執行委員	若干名
(7) 特別中央執行委員	若干名
(8) 監事	3名

(役員の職務)

第41条 中央執行委員長は組合を代表し、大会、中央委員会の決定に基づき、組合業務執行に関する一切の責任を負う。

2 副中央執行委員長は中央執行委員長を補佐し、中央執行委員長事故あるときはこれを代理する。

3 書記長は、書記局を統括し、これに対し責任を持つ。

4 財政局長は、組合の財務管理及び会計処理を行い、これに対し責任を持つ。

5 書記次長は書記長を補佐し、書記長事故あるときはこれを代理する。

6 中央執行委員は中央執行委員会の構成員として、組合の業務を分掌する。

7 監事は会計業務を監査し、年1回以上組合員に報告しなければならない。

8 特別中央執行委員は、大会、中央委員会の決定に基づき、業務に参加する。

(役員の選出)

第42条 役員（特別中央執行委員を除き）は、組合員の中から全組合員の直接無記名投票により選出する。また、役員（特別中央執行委員を除き）に欠員が生じた場合、補欠選挙を行う。

2 前項に規定する投票に関する事項は、別に定める。

3 特別中央執行委員は、大会の議決を経て、中央執行委員長が委嘱する。

（役員の任期）

第43条 役員の任期は、その年の定期大会から翌々年の定期大会までとする。ただし、再選を妨げない。

2 前条の1項の補欠選挙によって就任する役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員をやむを得ない事由により辞任しようとする場合は、中央執行委員会の承認を得なければならない。

第7章 表彰

（表彰）

第44条 組合員で、この会の発展に功労のあった者においては、定期大会及び中央委員会において、これを表彰することができる。

2 前項に規定するもののほか、表彰に関する必要な事項は、中央執行委員会で定める。

第8章 財務

（収入）

第45条 組合の経費は、組合費、寄付金、その他の収入をもってあてる。

（会計）

第46条 組合の一切の収入及び支出は、これを予算に計上しなければならない。但し、特に必要があるときは、特別会計を設けることができる。

（基金）

第47条 組合は、大会の議決を経て、特定の目的の資金を積み立てるため、基金を置くことができる。

2 基金への積立金額は、毎年度予算に計上しなければならない。

3 基金は、その目的以外にこれを処分することはできない。

（組合費及び臨時組合費）

第48条 組合費は、基本賃金（給与月額に差額給与を加えた金額）の月額1000分の12に自治労団体生命保険基本型の掛金を加えた金額とする。ただし、大会の議決により上限を定める。

2 長欠者、その他の事由により特に必要と認められた場合、組合費を免除することができる。

3 経費に不足が生じた場合、組合員に対し、臨時徴収金の必要性や金額の根拠を明ら

かにしたうえで、中央委員会の議決を経て臨時組合費を徴収することができる。

4 既納の組合費及び臨時組合費は、払い戻しをしない。ただし、組合員が脱退した場合において、組合費控除中止が事務処理上間に合わなかつた場合を除く。

(資産の管理及び処分)

第 49 条 組合の資産の管理及び処分は、大会の議決を経て中央執行委員長がこれを行う。

(会計年度)

第 50 条 組合の会計年度は、毎年 4 月より翌年の 3 月に至る期間とする。

(会計報告)

第 51 条 組合のすべての財源及び用途、主たる寄付者の氏名、並びに現在の経理状況は、組合員によって委嘱された職業的資格のある会計監査人による正確であるとの証明書とともに、毎年 1 回大会に報告し承認を得なければならない。

(規則委任)

第 52 条 組合の財務管理及び会計経理に関する必要な事項は、別に定める。また、旅費については「旅費規程」を別に定める。

第 9 章 救援

(犠牲者救援)

第 53 条 組合は、組合の目的達成のための活動を通じて不利益及び損害を生じた組合員(以後、「犠牲者」という。)に対して、援助するものとする。

(救援の方法)

第 54 条 犠牲者の救援は、大会又は中央委員会の議決に基づいてこれを行なうものとし、その対象、内容及び方法などに関する必要な事項は、別に定める。

第 10 章 罷免

(役員の罷免)

第 55 条 組合員は、中央委員の場合には選出分会において 4 分の 1 以上の者の連署による罷免請求書(以下「請求書」という。)、また、役員の場合には組合員総数の 4 分の 1 以上の者の連署による請求書により、中央委員または役員の一部もしくは全部の罷免を請求することができる。

2 前項の請求書は、当該役員が中央執行委員長の場合は副中央執行委員長に、他の場合(執行部解散請求を含む)は中央執行委員長に提出しなければならない。

(請求書の確定)

第 56 条 中央執行委員長(当該請求書が、前条第 2 項の規定により副中央執行委員長に提出された場合は副中央執行委員長とする。)は、前条の規定により請求書の提出があつた日から起算し、14 日以内に中央委員会を招集しなければならない。

2 前項の規定により招集された中央委員会は、請求書を点検し、その効力を確定する。この場合において、中央委員会は必要と認めたときには、関係人に証言を求め、または、証拠等の提出を求めることができる。

(罷免の確定)

- 第 57 条 前条の規定により請求書の効力が確定し請求が成立したときは、中央執行委員長は、当該請求の効力を確定した日から起算して 30 日以内に、直接無記名投票を行わなければならない。
- 2 前項の投票において、組合員総数（罷免請求対象者が中央委員の場合は、当該分会の組合員総数とする。）の過半数が罷免に賛成であるときは、当該中央委員または役員は、投票日に遡って罷免されるものとする。
- 3 第 1 項の投票に関する事項は、別に定める。

第 11 章 他労働団体との関係

(他労働団体等への加入及び脱退)

- 第 58 条 他労働団体等へ加入又は脱退するときは、大会の議決後、全組合員の直接無記名投票により、組合員の過半数の同意を得なければならない。
- 2 前項の投票に関する必要な事項は、別に定める。

第 12 章 規約の改正及び解散

(規約の改正)

- 第 59 条 この規約を改正するときには、大会の議決を経た後、全組合員の直接無記名投票により、組合員の過半数の同意を得なければならない。
- 2 前項の投票に関する必要な事項は、別に定める。

(組合の解散及び合併)

- 第 60 条 組合を解散又は合併するときは、大会の議決を経た後、全組合員の直接無記名投票により、解散は、組合員の 4 分の 3 以上の同意、合併するときは組合員の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。
- 2 前項の投票に関する必要な事項は、別に定める。

第 13 章 補則

(規約委任)

- 第 61 条 この規約に定めのない事項で組合運営に必要な事項及びこの規約の執行に関して必要な事項は、中央委員会の議決を経て別に定める。

附則 1 (規約の施行)

この規約は、2007 年 3 月 31 日から施行する。

附則 2 (組合費の経過措置)

この規約の施行後の次の期間の組合費は、次のとおりとする。

2007年4月1日から2008年3月31日までの組合費は、基本賃金（給与月額に差額給与を加えた金額）の月額1000分の10に自治労団体生命保険基本型の掛金を加えた金額とする。

2008年4月1日から2009年3月31日までの組合費は、基本賃金（給与月額に差額給与を加えた金額）の月額1000分の11に自治労団体生命保険基本型の掛金を加えた金額とする。

附則 3 (会計年度の経過措置)

この規約の施行後の最初の会計年度は、規約施行日から2008年3月31日までとする。

附則 4 (規約の執行)

この規約は、2011年4月1日から施行する。

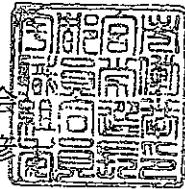
写

宇職労選委告示第6号

2011年1月26日に開催された2010年度宇都宮市職員労働組合臨時大会において規約の改正が可決され、それにともない全組合員の直接無記名投票を次により行う。

2011年2月14日

宇都宮市職員労働組合選挙委員会
委員長 高田明彦



- 1 投票の期日 2011年2月22日(火)
- 2 投票時間 午前8時30分から午後5時15分
- 3 投票すべき事項 宇都宮市職員労働組合規約改正の賛否

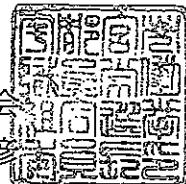
写

宇職労選委告示第7号

2011年2月22日に行う宇都宮市職員労働組合規約改正賛否の直接無記名投票の開票は次により行う。

2011年2月14日

宇都宮市職員労働組合選挙委員会
委員長 高田明



1 日 時 2011年2月28日(月) 午後6時00分

2 場 所 宇都宮市役所本庁舎 14D会議室

写

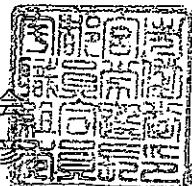
宇職労選委告示第8号

2011年2月22日に行った宇都宮市職員労働組合規約改正賛否投票の直接無記名投票の結果は次のとおりである。

2011年3月1日

宇都宮市職員労働組合選挙委員会

委員長 高田明



- | | |
|---------|---------|
| 1 組合員総数 | 1, 635名 |
| 2 過半数 | 818名 |
| 3 投票結果 | |
| (1) 賛成票 | 1, 350票 |
| (2) 反対票 | 24票 |
| (3) 無効票 | 23票 |

議案第2号

事務職員の任免について

次の者を平成23年4月1日付けで宇都宮市公平委員会事務職員に併任し、又は併任を免ずる。

平成23年3月30日提出

委員長 白井裕己

1 併任する者

(1) 事務職員（書記長）に併任する者

事務職員 須藤浩二

(2) 事務職員（書記）に併任する者

事務職員 館野昌志

2 併任を免ずる者

(1) 事務職員（書記長）の併任を免ずる者

事務職員 栗原義信

(2) 事務職員（書記）の併任を免ずる者

事務職員 山川治人

議案第3号

職員相談員の任免について

次の者を平成23年4月1日付けで職員相談員に命じ、又は職員相談員を免ずる。

平成23年3月30日提出

委員長 白井裕己

1 職員相談員に命じる者

- (1) 事務職員（書記長） 須藤浩二
- (2) 事務職員（書記） 館野昌志

2 職員相談員を免ずる者

- (1) 事務職員 栗原義信
- (2) 事務職員 山川治人

議案第4号

管理職員等の範囲を定める規則の一部改正

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成23年3月30日提出

委員長 白井裕己

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年公平委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表市長部局の部出先機関の款結婚相談所の項、ちとせ寮の項、松原荘の項及び環境学習センターの項を削る。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。